



暮らしに関する時事問題や、複雑な社会制度を解説するコーナーです。

今月のテーマ **法定後見制度と任意後見制度**

本人の判断能力が衰える前と衰えた後では、利用できる「成年後見制度」が異なります。そのポイントと注意点を聞きました。

財産や権利を守る「成年後見制度」 2種類あることを知っていますか？

「成年後見制度」とは、認知症や精神障害、知的障害などで判断能力が不十分なために、財産の侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれないよう、法律面や生活面で支援する仕組みのこと。

この制度は、本人の判断能力が衰える前と後で、利用できる種類が異なります。

◆判断能力が衰える前なら、「任意後見制度」

本人の判断能力に問題がなく、「今は元気で自分で何でも決められる」という人が、将来判断能力が衰えた時のために結ぶ「契約」が「任意後見制度」。家族や友人、弁護士や

司法書士といった専門家など、信頼がおける人と公証役場で「任意後見契約」を結びます。契約なので、途中解除も可能。

その後、判断能力が衰えてきたら家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申し立て、「任意後見人」が発効。自分が希望する内容で定めておいた財産管理や、療養看護に関する法律行為を代わって行ってもらうことができます。

申し立てが契約から数十年後になる場合もあるので、契約した人と連絡が取り合える関係を維持できるか、専門家であれば契約後のフォローがしっかりしているかも確認を。

◆「法定後見制度」は、判断能力が衰えた後の利用

一方、既に判断能力が不十分な人に代わって、法律行為をしたり被害に遭った契約を取り消したりできるのが「法定後見制度」。本人または4親等以内の親族による、家庭裁判所への申し立てが必要です。

法定後見は、判断能力が高い順に「補助」「保佐」「後見」の3類型があり、医師の診断書や家庭裁判所による審問、調査などを元に審判し、「補助人」「保佐人」「成年後見人」を選任します。

申立時に特定の候補を挙げおくことも可能ですが、裁判所の判断により、候補者以外の専門家が選任されることもあります。申立後は裁判所の許可なく取り下げができませんので、法定後見の必要性の有無は慎重に検討しましょう。

今回の回答者

(公社)成年後見センター
リーガルサポート福岡支部長
司法書士

江島 滋美さん



「リーガルサポートでは、成年後見制度に関するさまざまな相談を受け付けています。一人で抱え込まず連絡を」
無料相談 ☎092-738-7050(月~金曜、13:00~15:00)、HP=<http://www.fukuokashihoushoshi.net/legal/>

「判断力が衰えている」

3つえ

はい

任意後見制度

判断能力が衰える前に利用する制度

法定後見制度

判断能力が衰えた後に利用する制度

補助 判断能力に少し衰えがある	保佐 判断能力にかなり衰えがある	後見 判断能力が著しく減退している
---------------------------	----------------------------	-----------------------------